



# 社会福祉

## 児童扶養手当支給額改正のお知らせ

### ●児童扶養手当の額が改正

児童扶養手当の額は、政令により定められていますが、現在の手当額から引き上げられ、4月以降は次のとおりとなります。

- 全部支給（月額）
    - 改正前 42910円
    - 改正後 43160円
  - 一部支給（月額）
    - 改正前 42900円～10120円
    - 改正後 43150円～10180円
- 国保健康福祉課社会福祉係

## 特別児童扶養手当制度のお知らせ

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母（どちらか所得の高い人が受給者となります）、父母以外の者が児童を養育している人に手当が支給されます。ただし、次の場合は手当が支給されません。

- ・父母等に監護されていない（施設入所等）とき
- ・障害児が日本国内に住所を有しないとき
- ・障害児が当該障害を支給事由とする年金を受給しているとき

## 第十一回特別弔慰金が支給されます

### 特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

**支給対象者**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の先順位のご遺族お一人に支給します。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者の子

③戦没者等の1父母2孫3祖父母4兄弟姉妹

④戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかにより、順番が入り替わります。

④右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限りません。

**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

**請求期間** 令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると第十一回特別

弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

**請求・問い合わせ** 保健福祉課社会福祉係

**高齢者等入浴優待券を交付します**

**対象者** 次のいずれかの該当者

- ①満70歳以上
- ②身体障害者手帳1級、2級
- ③療育手帳A判定
- ④精神障害者手帳1級

**交付枚数** 12枚

※年度途中に①～④に該当することとなった場合、該当月の翌月から月割計算となります。

**必要書類等** 印鑑、生年月日が確認できる書類（被保険者証など）、各種手帳

**申請場所** 庁舎別館窓口

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合は、交付できない場合があります。

**国保健康福祉課社会福祉係**



※ただし全額支給停止の時を除く

※20歳未満で就労し、厚生年金加入の者が交通事故等で障害となった場合等（障害厚生年金の取扱いによる）

・当該父母が、日本国内に住所を有しないとき

**児童の障害等級**

- ・1級 身体障害者手帳1級と2級の1部、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級がおおむね該当
- ・2級 身体障害者手帳2級の1部と3級、4級の1部、療育手帳の判定がB、精神障害者保険福祉手帳2級がおおむね該当
- ※いずれも、診断書等をもとに北海道にて判定を行います。
- ※これらは目安であり、手帳を保有している必要はありません。

**新規認定請求の際の必要書類等**

- ・請求者の印鑑
- ・認定請求書
- ・住民票（請求者および対象児童の属する世帯全員のもの。里親の場合は対象児童が同一の住民票に属しているもの。共通事項として、記載事項は個人番号を含めてすべて省略しないもの）
- ・戸籍謄本または抄本（請求者および対象児童のもの。外国人の場合は該当なし）
- ・診断書等（手帳保有者は、診断書を省略できる場合があります）
- ・口座振替申出書（金融機関の証明

印を受ける必要があります）

- ・受給資格に関する同意書
- ・通帳の写し（請求者のフリガナと同一の口座名義のもの）
- ※用紙は保健福祉課社会福祉係窓口にあります。
- ※診断書は、申請日からおおむね2か月以内に発行されたものに限ります。
- ※診断書等を除き、必要書類は発行（作成）から1か月以内のものに限ります。
- ※個々の状況に応じて書類を要する場合があります。

**手当額**

- 1級 支給額 52500円
- 2級 支給額 34970円

**支払期** 4月期、8月期、12月期

※4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの4か月分が、受給者の指定した口座に振り込まれます。

※支給日が休日等にあたる場合は、その日の直前の平日に支給されます。

※受給資格の喪失時等は、支給日待つことなく随時払いとなります。

**国保健康福祉課社会福祉係**

## 交通費助成券（ハイヤー券）を交付します

町では、次の対象者に交通費助成券を交付し、町内でハイヤーを

## 巡回児童相談実施のお知らせ

「巡回児童相談」は、北見児童相談所から専門の相談員と判定員が雄武町に来町し、18歳未満の子どもを対象として、言葉の遅れや行動が気になる、他の子に比べて幼い感じがするなどの悩みをお伺いしながら、様々なサポートを行います。

**相談内容**

- ・療育手帳等の判定
- ・18歳未満の子どもの心や体に関する相談
- ・学校や家庭での問題についての相談
- ・言葉の障がい、身体の障がいなど
- ・その他子どもに関する相談

**開催日** 8月4日（火）、5日（水）  
10月6日（火）

※相談内容や希望者が多い場合は、ご希望の日程から調整させていただきます。

**開催場所** 役場庁舎別館

**国保健康福祉課社会福祉係**

## 心身障害者一般巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が次の日程で開催されますので、相談を希望される人は開催日の2か月前に社会福祉係へお申し込みください。

なお、その他の地域においても実施する予定がありますので、問い合

利用した際の基本料金を助成します。

## ●居宅老人交通費助成

**対象者・交付枚数** 自動車を持っていない人で、次のいずれかの該当者

- ①満75歳以上～24枚
- ②満70歳以上の単身世帯～24枚
- ③満70歳以上の夫婦世帯～18枚
- ④満70歳以上で自動車運転免許証を自主返納した人、対象者の世帯状況により、24枚または18枚

※年度途中に対象となった人は、決定月から月割計算となります。

## ●重度身体障害者ハイヤー料金助成

**対象者** 次のいずれかの該当者

- ①身体障害者手帳（1級または2級）の下肢障害、体幹機能障害、視覚障害のいずれかがある人
- ②療育手帳A判定

**交付枚数** 43枚

## ●共通事項

**必要書類等** 印鑑、生年月日が確認できる書類（被保険者証など）、各種手帳

※居宅老人交通費助成の④に該当する場合、「運転免許の取消通知書」など、運転免許証を自主返納したことを証明できる書類が必要です。

**申請場所** 庁舎別館窓口

※町税などを滞納し、納付について著しく誠実性を欠く場合は、交付できない場合があります。

**国保健康福祉課社会福祉係**

## 税金

わせください。

**開催日** 7月16日（木）

**開催場所** 紋別市

**対象者**

- ・18歳以上の身体障がい者で電動車いす等の直接判定を要する補装具の交付を希望する人
- ・18歳以上の知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を希望する人
- ・その他、専門的判定を必要とする人

**国保健康福祉課社会福祉係**

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧とは、固定資産税の納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と、雄武町内のほかの土地や家屋の価格を比較できる制度です。

**縦覧期間** 6月1日（月）まで

**縦覧時間** 9時～17時まで（土・日、祝日を除く）

**縦覧場所** 役場税財管理課窓口

**縦覧のできる人**

- ・雄武町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または代理人（委任状または同意書が必要）

**国保健康福祉課社会福祉係**